

◎佐賀県条例第8号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）<u>第18条第16項</u>（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(8)～(17) 略</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）<u>第18条第17項</u>（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(8)～(17) 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。